令和６年度（公財）福岡県スポーツ協会補助金に係る留意事項

（１）補助金を請求するにあたっては、領収書（または支出証拠書類等）の原本を提出すること。

ただし、やむを得ない理由がある場合には、コピーの提出も可能とする。

その際、原本を提出できない理由を明記し、加盟団体印を押印の上、（公財）福岡県スポーツ協会に提出すること。（提出様式は問わない）。

なお、（公財）福岡県スポーツ協会から求めがあれば、速やかに原本を提示すること。

（２）押印の取扱いについて、「交付申請書」、「謝金領収書」、「交通費支払調書」は、

「署名又は記名押印」で事務処理すること。

「希望調査」「申込書」「推薦書」「報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。

　　「交付申請書」、「謝金領収書」、「交通費支払調書」「領収書（支出証拠書類）等」は、郵送

　　「希望調査」「申込書」「推薦書」「報告書」は、メールでも可。

（３）公益財団法人福岡県スポーツ協会事業補助金交付要綱が令和４年３月に一部改正

　　①申請書の提出期限が、「事業実施の１ヶ月前または、**１２月１５日**まで」のいずれか早い期日

　　まで。

　　②報告書の提出期限が、「事業完了後１ヶ月以内または、**４月５日**まで」のいずれか早い期日まで。

③【対象経費】の項目、「通信運搬費」が「役務費」に変更。

（４）証憑書類について

　　①　証憑書類は決算書の科目ごとに分類して、別紙に重ならないように貼付し提出すること。

②　海外遠征事業

　　　ア、事業当時の外貨レートがわかるものを添付し提出すること。（出発時）

　　　イ、日本語以外の領収書やレシート等については、必ず日本語訳を添付し提出すること。

③　インターネットでの購入について

　　　ア、旅券等購入に係る領収書は「いつ　誰が　どこに」ということがわかるものを提出すること。

　　　イ、海外から物品購入をした場合は、証憑書類に日本語訳をつけて提出してください。また購入時の外貨レートがわかるものを添付すること。

（５）県スポーツ協会加盟の４９の競技団体は、各種書類提出の際にチェックリスト（※別途提示）を併せて提出すること。

（６）県スポーツ協会加盟の４９の競技団体は、会計処理に関する実地監査（会計士等）を受けること。

　※令和６年度より新たに実地検査を受検することが本事業及び競技力向上等の各種補助金の交付要件となる。

※会計士等による実地検査に係る費用は、福岡県スポーツ協会が負担する。また、実地検査の日程については福岡県スポーツ協会が調整後に競技団体へ連絡することとする。

　　**※証憑書類の内容が不明なものや確認できない場合は、補助金を返金していただくことがあります。**